

厚田 浜益 支所からのお知らせ

■厚田支所 〒061-3692厚田区厚田18-1 ☎78-2011 ☎78-2718 ✉a-soumu@city.ishikari.hokkaido.jp
 ■浜益支所 〒061-3197浜益区浜益2-3 ☎79-2111 ☎79-3702 ✉h-soumu@city.ishikari.hokkaido.jp

2月の行事予定

厚 田 区

- 1日(水) 健康相談
13:30～14:00 望来会館
- 6日(月) 健康運動相談
13:30～15:00 厚田保健センター
- 7日(火) 健康相談
13:30～14:00 古潭会館
14:45～15:15 嶺泊荷捌所
- 8日(水) いきいきリハビリ望の会
10:00～14:00 望来コミセン(みなくる)
- 9日(木) リハビリ教室
10:00～14:00 厚田保健センター
- 15日(水) いきいきリハビリ虹の会
10:30～14:30 虹が原会館
- 16日(木) 乳幼児健診
10:00～10:30 望来保育園
13:30～14:00 厚田保健センター
- 23日(木) リハビリ教室
10:00～14:00 厚田保健センター

浜 益 区

- 4日(土) スキー講習・検定(ジュニア)
- 5日(日) スキー講習・検定(級別)
- 19日(日) 連盟会長杯兼ジュニアアルペンスキー大会
所 浜益スキー場 図 浜益スキー連盟
☎79-3447
- 21日(火) 冬季混合バレーボール大会(6人制)
18:30～21:00 浜益スポーツセンター
- 26日(日) 乳幼児健診
9:00～11:00 浜益コミセン(きらり)

浜 益

笑顔でプレー

浜益ミニバレーボール大会

12月14日(水) 浜益スポーツセンターで行われたミニバレーボール大会には、約50人8チームが参加し、珍プレーも続出して、参加者の笑顔が絶えない大会となりました。日ごろの運動不足の解消にも大いに役立った(?)ようです。



第4回地域協議会

第4回地域協議会が厚田区では12月14日(水) 望来コミセン(みなくる)で、浜益区では12月21日(水) 浜益支所庁議室においてそれぞれ行われました。

厚田区では、地域協議会と自治連合会との懇談について協議が行われ、地域活性化のために1月の協議会と合わせて懇談を行うことが確認されたほか、交通体系の整備やスポーツ振興など、委員から発議された案件について協議が行われました。一方、浜益区では、前回案が出された委員のグループ制について協議。各委員からたくさんの意見や案が出され、「観光・産業」「福祉・環境」「生活・文化」の3グループを作り、話し合いを進めていくことになりました。

石狩市総合計画策定審議会委員の推薦者が決定!

●厚田区 柴田由美子委員 ●浜益区 立浪ゆかり委員

地域協議会とは?

地域協議会は、地域住民の意見やアイデアを反映し、特色のある地域づくりを行うためのものです。身近なことで何かお気付きのことなどありましたら、地域協議会委員へご相談ください。

厚田

参加者募集!

厚田ウィンタースポーツレクフェスティバル



子どもから大人まで誰もが参加できるものばかり。各競技の入賞者には豪華商品を用意しています。お昼にはアツアツの豚汁を無料提供!ご家族やご友人と、厚田の冬のイベントを楽しみませんか。

日時 2月19日(日) 9:30～ 場所 厚田スキー場

内容 【種 目】 【参加対象】 【申込・問合せ】

・スキー回転競技 厚田区市民 厚田生涯学習課 ☎78-2250

・仮装そりコンテスト 市 民 「雪像・仮装そりコンテスト事務局」

・雪像コンテスト 市 民 厚田商工会内 ☎78-2513

・親子そり 市 民 当日会場にて申し込み 先着30組

厚田・浜益スキー場情報

1月17日現在、130cmを超える積雪です。今シーズンは2月26日(日)まで営業予定です。

●厚田スキー場 ☎78-2922

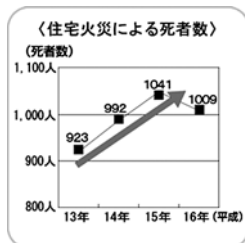
※2月20日以降は土・日曜と小・中学生のスキー学習がある日のみ営業

●浜益スキー場 ☎79-3447

※土日祝日と小・中・高校生のスキー学習がある日のみ営業

すべての住宅に**住宅用火災警報器**の設置が**義務化**されました

なぜ住宅用火災警報器が必要なの？



住宅火災による死者数は増加の傾向です。



死者の約6割が65歳以上の高齢者です。



死亡原因の約7割が逃げ遅れです。
(放火自殺等を除く)



住宅用火災警報器 国の鑑定マーク

火災警報器には、煙式と熱式があります。異常を感知すると、音声で警報を発します。基本的には「煙式」を設置します。国の鑑定マークがついているものを推奨しています。

いつから義務化されるの？

大切な命を守るため、早めの設置をお願いします

◆新築住宅 平成18年6月1日から

◆既存住宅 平成20年6月1日から

設置する場所は？

子供部屋

寝室として使用する場合には設置が必要です。(煙式)

台所

調理する部屋には設置が必要です。(煙式または熱式)

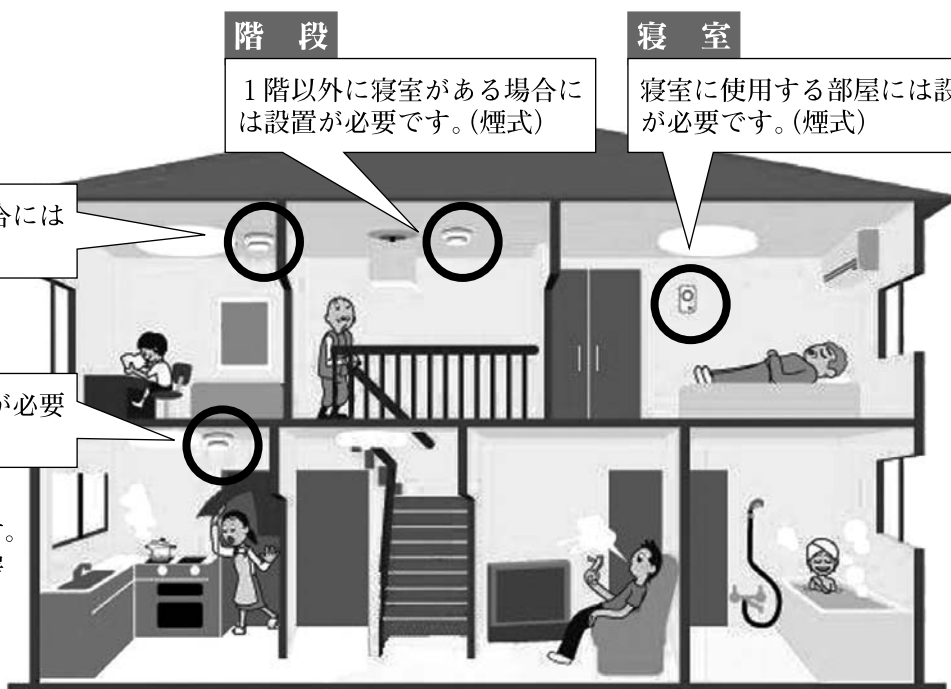
階段

1階以外に寝室がある場合には設置が必要です。(煙式)

寝室

寝室に使用する部屋には設置が必要です。(煙式)

※ここに記載した住宅は一例です。設置等に関する詳細は消防署にお問い合わせください。



悪質な訪問販売(不適正な価格・無理強い販売など)にご注意

◆住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格(市場価格を超える高額な価格)や無理やりに販売を行う業者にご注意ください。

◆消防署員、団員が訪問販売を行うことはありません。また、消防署員のような服装で訪問販売をする業者がいますのでご注意ください。

《住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です》

◆少しでも「おかしい？」と思ったら、消防署または消費者協会・消費者センターなどにご相談ください。

●問合せ・相談

石狩消防署予防課 ☎74-7165

親船支署 ☎62-3127

厚田支署 ☎78-2131

浜益支署 ☎79-3119

住宅用火災警報器相談室 ☎0120-565-911